

佐賀市 長期優良住宅建築等計画 認定申請等手数料一覧表

● 法第5条に基づく認定申請

床面積の合計 (㎡) ! 注意: 一戸建ての住宅は75㎡以上		手数料 (円)	
		確認書等 ^{※1} 添付有り	確認書等 ^{※1} 添付無し
新築住宅	～ 200㎡以下	18,000円	56,000円
	200㎡超 ～ 500㎡以下	28,000円	129,000円
	500㎡超 ～ 1,000㎡以下	44,000円	204,000円
	1,000㎡超 ～ 3,000㎡以下	71,000円	402,000円
	3,000㎡超 ～ 5,000㎡以下	110,000円	716,000円
	5,000㎡超 ～ 10,000㎡以下	163,000円	1,224,000円
	10,000㎡超 ～ 20,000㎡以下	275,000円	2,261,000円
	20,000㎡超 ～ 30,000㎡以下	348,000円	3,229,000円
30,000㎡超 ～	398,000円	3,960,000円	
※2 ※3 既存住宅の増改築/ 建築行為なし	～ 200㎡以下	21,000円	78,000円
	200㎡超 ～ 500㎡以下	38,000円	184,000円
	500㎡超 ～ 1,000㎡以下	61,000円	294,000円
	1,000㎡超 ～ 3,000㎡以下	102,000円	584,000円
	3,000㎡超 ～ 5,000㎡以下	160,000円	1,043,000円
	5,000㎡超 ～ 10,000㎡以下	240,000円	1,787,000円
	10,000㎡超 ～ 20,000㎡以下	408,000円	3,305,000円
	20,000㎡超 ～ 30,000㎡以下	518,000円	4,722,000円
30,000㎡超 ～	592,000円	5,790,000円	

● 法第9条/法第10条/法第18条に基づく申請

床面積の合計 (㎡)		手数料 (円)		
		法第9条 譲受人の決定	法第10条 地位の承継	法第18条 容積特例許可
※2 ※3 既存住宅の増改築/ 新築住宅の建築行為なし	～ 200㎡以下	6,000円	6,000円	160,000円
	200㎡超 ～ 500㎡以下	9,000円		
	500㎡超 ～ 1,000㎡以下	14,000円		
	1,000㎡超 ～ 3,000㎡以下	19,000円		
	3,000㎡超 ～ 5,000㎡以下	33,000円		
	5,000㎡超 ～ 10,000㎡以下	54,000円		
	10,000㎡超 ～ 20,000㎡以下	87,000円		
	20,000㎡超 ～ 30,000㎡以下	106,000円		
	30,000㎡超 ～	113,000円		

● 法第8条に基づく変更認定申請

床面積の合計 (㎡)		手数料 (円)		
		基本額	加算①	加算②
新築住宅	～ 200㎡以下	9,000円	39,000円	8,000円
	200㎡超 ～ 500㎡以下	16,000円	100,000円	12,000円
	500㎡超 ～ 1,000㎡以下	25,000円	160,000円	18,000円
	1,000㎡超 ～ 3,000㎡以下	35,000円	330,000円	36,000円
	3,000㎡超 ～ 5,000㎡以下	62,000円	604,000円	49,000円
	5,000㎡超 ～ 10,000㎡以下	104,000円	1,057,000円	61,000円
	10,000㎡超 ～ 20,000㎡以下	170,000円	1,980,000円	110,000円
	20,000㎡超 ～ 30,000㎡以下	208,000円	2,873,000円	147,000円
	30,000㎡超 ～	222,000円	3,553,000円	184,000円
※2 ※3 既存住宅の増改築／ 建築行為なし	～ 200㎡以下	9,000円	57,000円	11,000円
	200㎡超 ～ 500㎡以下	19,000円	147,000円	18,000円
	500㎡超 ～ 1,000㎡以下	33,000円	236,000円	27,000円
	1,000㎡超 ～ 3,000㎡以下	47,000円	483,000円	54,000円
	3,000㎡超 ～ 5,000㎡以下	87,000円	884,000円	72,000円
	5,000㎡超 ～ 10,000㎡以下	149,000円	1,548,000円	90,000円
	10,000㎡超 ～ 20,000㎡以下	245,000円	2,898,000円	162,000円
	20,000㎡超 ～ 30,000㎡以下	301,000円	4,205,000円	216,000円
	30,000㎡超 ～	321,000円	5,199,000円	270,000円

【変更認定申請の手数料算定について】

法第8条に基づく変更認定申請については、基本額に加算額を加えて算定します。変更内容により加算①、加算②のいずれか又は両方を加算してください。

変更内容	認定基準の該当条項	加算の有無
構造及び設備の長期使用構造等の内容変更	法第6条第一号	加算①
住戸面積等の変更	法第6条第二号	加算②
災害配慮基準に係る変更	法第6条第四号	
維持保全計画等の変更	法第6条第五号、第六号	
上記以外の変更	—	加算なし

！長期使用構造等の変更（加算①）については、変更計画の確認書等※1を添付する場合は加算なしとなります。

※1：品確法第6条の2第3項に定める確認書又は品確法に基づく住宅性能評価書(長期使用構造等の確認がされたもの)

※2：長期優良住宅の認定を受けていない住宅で、増築・改築工事等により長期使用構造等とするもの。

すでに新築基準で長期優良住宅の認定を取得した住宅の増改築ではない。

※3：長期優良住宅の認定を受けていない住宅で、建築行為を伴わず長期使用構造等に適合しているもの。

過去に増築・改築工事を行ったものも含む。

■当初新築基準で認定を受けた住宅に増改築する場合→法8条の変更認定申請（新築住宅）

■当初増改築基準で認定を受けた住宅に増改築する場合→法8条の変更認定申請（既存住宅の増改築）